

(保 48)

平成 23 年 5 月 9 日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会副会長
中 川 俊 男

東日本大震災に係る復旧支援
平成 23 年度厚生労働省第一次補正予算における
一部負担金等の免除等について

5 月 2 日に、東日本大震災の復旧対策を盛り込んだ総額 4 兆 1 5 3 億円（厚生労働省分：1 兆 8, 4 0 7 億円）の平成 23 年度第 1 次補正予算が成立したことを受け、厚生労働省保険局から別添のような関連の施行通知が発出されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

今回の取扱いの概要は下記のとおりであります。貴会会員に周知くださいますようお願い申し上げます。

なお、行政や保険者による被保険者等への周知を十分行い、医療機関の窓口でトラブルが起こることのないような方策を講じるよう、厚生労働省に強く申し入れたことを申し添えます。

記

1. 被災した被保険者等の保険料や一部負担金等の免除等について
《保険料》

被用者保険において、一定の要件に該当する事業所の場合、納付すべき保険料（被保険者本人負担分及び事業主負担分）の額を最長 1 年間（平成 24 年 2 月納付分の保険料まで）免除することができます。

また、被用者保険においては標準報酬月額の特例として、震災により報酬が著しく減少した場合に、通常は 4 か月目から随時改定しているものを当月から即改定することができます。

国民健康保険及び後期高齢者医療に係る保険料（税）の免除については、

別途関係部署より通知される予定です。

《一部負担金等》

(1) 『災害救助法』の適用市町村（東京都を除く）のうち岩手県・宮城県・福島県の全市町村、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県の特定の市町村及び『被災者生活再建支援法』の適用市町村のうち青森県、茨城県、栃木県、千葉県の特定の市町村に住所を有する被保険者及び被扶養者で（※地震発生以後、適用市町村から他の市町村に転入した場合も含まれる）、住家が全半壊・全半焼またはこれに準ずる被災をした等の申し立てがあれば、現時点で、5月までの診療に係る一部負担金等を5月末まで猶予することになっていますが、この取扱いは6月末まで延長されることになりました。

(2) 平成23年7月1日以降は保険者や市町村が発行する「一部負担金等免除証明書」の提示がある被保険者等に対してのみ、窓口での一部負担金の支払いは平成24年2月末まで免除、入院時食事療養費・入院時生活療養費の標準負担額の支払いは厚生労働大臣が定める日までの間（平成23年8月末までを予定）免除となります。

そのため、6月末まで一部負担金等の支払いを猶予されていた被保険者等が、7月以降、「一部負担金等免除証明書」を持参されなかった場合には、窓口において一部負担金等を徴収することとなります。その際、保険者に「一部負担金等免除証明書」の発行申請をするとともに、支払った一部負担金の還付申請をするようご周知ください。

なお、「一部負担金等免除証明書」の発行等の対応が困難な市町村国保や、全域が福島原発の計画的避難区域等に該当する市町村国保については、被保険者証等の提示によりその住所地を確認することで、従来どおり窓口での一部負担金等の支払いが免除されます。（一部負担金等免除証明書は不要です。）

(3) 一部負担金等の還付

平成23年6月末までの間に、一部負担金等の支払いが猶予される要件に該当していたが一部負担金等の支払いを行った者、平成23年7月以降、保険者による手続きが遅延している等、「一部負担金等免除証明書」を保険医療機関等の窓口へ提出しなかったことがやむを得ないと認められる者については、保険者へ申請することにより、すでに保険医療

機関等の窓口で支払った一部負担金等について、保険者から還付を受けることができます。

2. 被保険者証等の提示について

東日本大震災に伴い、被保険者証等を紛失している場合等、被保険者証を保険医療機関等に提示できない場合には、氏名、生年月日等を申し立てることで、保険診療を受けることを可能としておりましたが、各保険者において、被保険者証等の再交付が随時行われることを踏まえ、次のように取り扱うこととなりました。

- (1) 平成23年7月以降は、保険医療機関等において、原則として通常どおり被保険者証等を提示することにより資格確認を行う取扱いとする。
- (2) 各保険医療機関等においては、被保険者証等を紛失等した者に対し、速やかに加入している医療保険の保険者に連絡の上、被保険者証の再交付を受けるよう周知をお願いします。
- (3) 各保険医療機関等においては、被災により被保険者証等を紛失した者が、7月1日以降も被保険者証を提示せずに受診しようとした場合には、その氏名、生年月日、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（患者の現在の連絡先も確認する）の申告を受けた上で受診することができますが、速やかに被保険者証等の再交付を受けるよう周知するとともに、再交付後、保険者番号及び被保険者証等の記号・番号を必ず当該保険医療機関等に連絡するよう伝えてください。

<添付資料>

1. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律等における医療保険関係の特例措置について
(平 23. 5. 2 保発 0502 第 3 号 厚生労働省保険局長)
2. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて（その6）
(6月診療等分及び7月以降の診療等分の取扱い)
(平 23. 5. 2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

3. 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について

(平 23.5.2 事務連絡 厚生労働省保険局医療課)

4. 東日本大震災により被災した被保険者等に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

(平 23.5.2 保保発 0502 第 1 号 厚生労働省保険局保険課長)

5. 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

(平 23.5.2 保国発 0502 第 1 号 厚生労働省保険局国民健康保険課長)

6. 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等の取扱いについて

(平 23.5.2 保高発 0502 第 1 号 厚生労働省保険局高齢者医療課長)